

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則	頁
○非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則 (職員厚生課)	一
○自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (自然保護課)	一
○動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (食と暮らしの安全推進課)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (障害福祉課)	二
○特定計量器の定期検査の延期 (産業立地推進課)	三
○県営土地改良事業の工事の完了 (農村振興課)	三
○道路の区域変更(二件) (道路課)	三
○道路の供用開始(二件) (同 課)	三
公 告	
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (長寿社会政策課)	四
定	
選挙管理委員会	
○政治団体の届出 (観光課)	四
○政治団体の届出事項の異動届	四
○政治団体の解散届	五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)	五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分))	六

規 則

- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分)
○資金管理団体の届出
○資金管理団体の届出事項の異動届
○資金管理団体の指定取消し等の届出
正 誤
○宮城県公報号外第二二号(令和二年五月一日付け) 中

九 九 九 九 八

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十六号

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則(昭和四十二年宮城県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七項第二号中「百分の五」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日(以下「災害発生の日」という。)における法定利率」に改め、第八項、第十四項第二号及び第十五項中「百分の五」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の非常勤職員公務災害補償等条例施行規則附則第七項第二号、第八項、第十四項第二号及び第十五項の規定は、令和二年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の非常勤職員公務災害補償等条例施行規則附則第七項、第八項、第十四項及び第十五項の規定は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十二日

○宮城県規則第六十七号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

自然環境保全条例施行規則（昭和五十年宮城県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。
第十一号ハ中「第十三条第一号ハ」を「第十三条第一号ト」に改める。

第十三条第一号中ウを井とし、ニからムまでをホからウまでとし、ハの次に次のように加える。

二 境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

第十三条第一号に次のように加える。

ノ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七條第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

オ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

第十三条第五号へ中「（平成十六年法律第七十八号）」を削り、同号中へをチとし、ホの次に次のように加える。

へ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

ト 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。
第十三条第七号中ルをワとし、チからヌまでをヌからヲまでとし、トの次に次のように加える。

チ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。

リ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。
第十五条第二号中「ホまで」を「チまで」に改め、同条第三号に次のように加える。

ホ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第五十四条第二項の規定による協議に係る行為を含む。）
へ 認定保護増殖事業等の実施のための行為
第十八条第一号イ中「同号ツ、ラ及びム」を「同号ネ、ム及びウ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年宮城県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第三項」を「第四項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四百三十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和二年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五二四〇五〇八七	ウエック児童デイサービスセンター巨理郡巨理町逢隈中三泉字上谷地二三九一	放課後等デイサービス	株式会社パウエルシスパー トナーズ	令和二年四月三十日

○宮城県告示第四百三十九号

令和二年四月二十一日付け宮城県告示第三百五十五号で告示した計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を延期する。

令和二年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百四十号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
手櫛	農業用排水施設整備事業	令和二年三月二十四日

○宮城県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年五月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 奥松島松島公園線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東松島市野蒜字南余景六八番二五八地先から	同市野蒜字下沼七六番一地先まで	前 六・一 三三・一	二〇・二 四二・九	六八二・一 六八二・一

○宮城県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年五月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 若柳築館線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
栗原市若柳字川南川原前一九番一地先から	同市若柳字川南川原前一三番一地先まで	前 二二・二 二六・八	二二・七 二三・七	七九・〇 七九・〇

○宮城県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年五月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	奥松島松島公園線	東松島市野蒜字南余景六八番二五八地先から 同市野蒜字下沼七六番一地先まで	令和二年 五月二十二日

○宮城県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年五月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	若柳築館線	栗原市若柳字川南川原前二九番一地从先から 同市若柳字川南川原前一二三番一地从先まで	令和二年六月一日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和二年度宮城県介護イメージアップ事業 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部長寿社会政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和二年四月二十四日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社グレイブカンパニー 仙台市宮城野区榴岡一丁目六番八号
- 五 契約金額 三千九百六十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う軽症者等受入環境整備業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 経済商工観光部観光課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和二年四月九日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人日本旅行業協会東北支部 仙台

市青葉区本町二丁目九番八号

五 契約金額 二億一千三百八十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第五号該当

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和二年五月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

鈴木すみえ後援会 鈴木 澄恵 鈴木 澄恵 仙台市若林区三百人町九六一二 令和二年四月十五日

政治結社盾國同志會 保志 充 菊地 正典 角田市角田字栄町六〇 令和二年四月十三日

戸村まきお後援会 戸村真喜夫 戸村真喜夫 角田市島田字郷主内八六 令和二年四月七日

○宮選管告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和二年五月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党角田市支部 湯村 勇
 主たる事務 角田市角田字大
 所の所在地 町六一一 吉二八
 代表者の 湯村 勇 長谷川洋一
 氏名
 会計責任者 武藤 広一 堀田 孝一
 氏名
 令和二年 四月一日

自由民主党色麻町支部 山田 康雄
 会計責任者 畑中 長悦 千葉 和夫
 氏名
 令和二年 四月一日

自由民主党豊里支部 佐々木国吉
 会計責任者 阿部 登 浅野 豊見
 氏名
 令和二年 四月二十一日

自由民主党みやぎ土 渥美 巖
 主たる事務 仙台市若林区荒
 所の所在地 井南二二一三 一
 東仙台六一一八
 令和二年 四月十三日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者 異動事項 新 旧 異動年月日

改革の会 佐藤 雅俊
 主たる事務 石巻市和測清水
 所の所在地 六四一四 一
 石巻市湊字立石
 一〇一四
 令和二年 四月三十日

菊池修一後援会 菊池 信一
 代表者の 菊池 信一 伏見 盛吉
 氏名
 令和二年 三月一日

岸田清実連合後援会 太田 巖
 主たる事務 仙台市太白区長
 所の所在地 町一六一一一 一
 仙台市太白区長
 町一七一九
 令和二年 一月一日

木村しんいち後援会 柴 洋子
 代表者の 柴 洋子 佐々木秀子
 氏名
 令和二年 三月十五日

幸福実現党宮城北後 高橋 和徳
 主たる事務 登米市南方町雷
 所の所在地 三〇〇一二 一
 遠田郡涌谷町字
 田町裏三
 令和二年 四月一日

さい清志後援会 齋 一志
 代表者の 齋 一志 庄司 久治
 氏名
 令和二年 三月二十一日

白石から政治と平和 佐藤 真也
 会計責任者 千葉 匠司 山内 洋介
 を考える会 氏名
 令和二年 三月十七日

三塚博卸町地区後援 菅井 長彦
 代表者の 菅井 長彦 菅井 恵喜
 氏名
 令和二年 三月二十四日

菅井 長彦
 会計責任者 菅井 長彦 菅井 恵喜
 氏名

○宮選管告示第四十七号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治

団体が解散した旨届出があった。
 令和二年五月二十二日

宮城県選挙管理委員会

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

相沢和紀と市政をつくる会 石黒 康二 令和元年十一月三十日

相沢みつや政治経済研究会 相沢 光哉 令和二年三月三十一日

相沢みつや連合後援会 嶋津 紀夫 令和二年三月三十一日

木村征郎を励ます会 小松 甚一 令和元年十一月二十日

主体的市民として活動し仙台を良くする会 鈴木 澄恵 令和二年三月三十一日

菅原博信後援会 菅原 博信 平成三十年五月一日

柳橋くにひこ卸町後援会 氏家 裕一 令和二年三月二十六日

○宮選管告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 令和二年五月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(資金管理団体)

相沢みつや政治経済研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名 相沢 光哉

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 1. 11. 14 (2. 3. 31解散)

1 収入総額 1,621,786

前年繰越額 156,786

本年収入額 1,465,000

2 支出総額 1,515,118

3 本年収入の内訳

寄附	1,465,000	報告年月日 1. 11. 14 (2. 3. 31解散)
個人分	1,165,000	1 収入総額 21,408
政治団体分	300,000	前年繰越額 21,408
4 支出の内訳		2 支出総額 0
経常経費	1,442,560	○阿部健司市長選四十九年
人件費	900,000	政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分(令和元年分)収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その額目を次のとおり公表する。
光熱水費	105,350	令和二年五月二十二日
備品・消耗品費	28,533	宮城県選挙管理委員会
事務所費	408,657	委員長 柴 川 章 太 郎
政治活動費	72,558	
組織活動費	72,558	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		(資金管理団体)
相沢光哉	1,065,000	主体的市民として活動し仙台を良くする会
坂本正憲	100,000	資金管理団体の届出をした者の氏名 鈴木 澄恵
		資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員
〔政治団体分〕		報告年月日 2. 4. 15 (2. 3. 31解散)
自由民主党宮城県支部連合会	300,000	1 収入総額 1,061,228
		本年収入額 1,061,228
主体的市民として活動し仙台を良くする会		2 支出総額 1,061,228
資金管理団体の届出をした者の氏名 鈴木 澄恵		3 本年収入の内訳
資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員		寄附 1,061,228
報告年月日 2. 4. 15 (2. 3. 31解散)		個人分 1,061,228
1 収入総額 0		4 支出の内訳
2 支出総額 0		経常経費 650,492
		人件費 275,950
菅原博信後援会		光熱水費 38,286
資金管理団体の届出をした者の氏名 菅原 博信		事務所費 336,256
資金管理団体の届出に係る公職の種類 気仙沼市議会議員		政治活動費 410,736
報告年月日 2. 3. 30 (30. 5. 1解散)		機関紙誌の発行その他の事業費 410,736
1 収入総額 0		宣伝事業費 410,736
2 支出総額 0		
(その他の政治団体)		
相沢みつや連合後援会		

<p>前年繰越額 3,709</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>柳橋くまひこ卸町後援会 報告年月日 2. 3. 3 (2. 3. 26解散)</p> <p>1 収入総額 150,321</p> <p>前年繰越額 150,321</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>〇卸町卸町区民五十部 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和二年五月二十一日 宮城県選挙管理委員会 委員長 菅 章太郎</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(資金管理団体) 主体的市民として活動し仙台を良くする会 資金管理団体の届出をした者の氏名 澄恵 資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員 報告年月日 2. 4. 15 (2. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 440,215</p> <p>本年収入額 440,215</p> <p>2 支出総額 440,215</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附 440,215</p> <p>個人分 440,215</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 283,465</p> <p>人件費 120,450</p> <p>光熱水費 67,704</p> <p>事務所費 95,311</p>	<p>政治活動費 156,750</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 156,750</p> <p>機関紙誌の発行事業費 90,750</p> <p>宣伝事業費 66,000</p> <p>5 寄附の内訳 440,215 仙台市若林区</p> <p>〔個人分〕</p> <p>鈴木澄恵</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>相沢みつや政治経済研究会 報告年月日 2. 3. 31 (2. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 360,711</p> <p>前年繰越額 46,803</p> <p>本年収入額 313,908</p> <p>2 支出総額 360,711</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附 313,908</p> <p>個人分 313,908</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 358,823</p> <p>人件費 300,000</p> <p>光熱水費 33,638</p> <p>備品・消耗品費 813</p> <p>事務所費 24,372</p> <p>政治活動費 1,888</p> <p>組織活動費 1,888</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>〔個人分〕</p> <p>相沢光哉 313,908 仙台市青葉区</p> <p>相沢みつや連合後援会 報告年月日 2. 3. 31 (2. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 17,408</p>
--	--

前年繰越額 17,408

2 支出総額 0

柳橋くまひこ卸町後援会

報告年月日 2. 4. 9 (2. 3. 26解散)

1 収入総額 150,321

前年繰越額 150,321

2 支出総額 4,104

3 支出の内訳 4,104

経常経費 4,104

事務所費 4,104

○宮選管告示第五十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和二年五月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名

公職の種類 資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地 指定年月日

鈴木 澄恵 仙台市議会議員 鈴木すみえ後援会 仙台市若林区三百人町九六一二 令和二年四月一日

○宮選管告示第五十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和二年五月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名

資金管理団体の名称 異動事項

荒川 洋平 荒川洋平後援会 公職の種類 宮城県議会議員 名取市議会議員 令和元年八月三十一日

荒川 洋平 荒川洋平後援会 公職の種類 名取市議会議員 宮城県議会議員 令和元年十月二十七日

○宮選管告示第五十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第一号及び同項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨及び資金管理団体がなくなった旨届出があった。

令和二年五月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称

相沢 光哉 相沢みつや政治経済研究会 令和元年十一月十四日

菅原 博信 菅原博信後援会 平成三十年五月一日

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称

鈴木 澄恵 主体的市民として活動し仙台を良くする会 令和二年三月三十一日

正 誤

○宮城県公報号外第二二二号(令和二年五月一日付け)中

ページ 上 行 正 誤
後ろか 令和二年四月十六日 納期が令和二年四月十六日 到来

上 後ろか 調定 当該調定に係る納期 到来

上 後ろか 当該調定に係る納期 第四十二条第一項の督促に係る指定期限 同条第二項

上 後ろか 納期限 第四十二条第一項の督促に係る指定期限 同条第二項

上 後ろか 督促に係る期限 督促に係る期限 当該指定期限 納期が令和二年四月十六日 到来

下 後ろか 令和二年四月十六日 納期が令和二年四月十六日 到来

—	—	—	—
下	下	下	下
ら 後 四 か	ら 後 五 か	ら 後 六 か	ら 後 八 か ら 九
督促に係る期限	第二十九条第一項	納期限	当該調定に係る納期
当該指定期限	同条第二項	第二十九条第一項の督促に係る指定期限	当該納期